

白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との
調和に関する条例

《許可申請及び届出等の手引き》

令和8年5月

令和8年6月改定

白老町

目 次

1. 条例の概要	1
2. 条例の対象	2
3. 禁止区域	3
4. 抑制区域	4
5. 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続き	
(1) 事前協議	5
(2) 近隣住民等への説明	7
(3) 設置許可の申請	9
(4) 設置許可の基準	10
(5) 協定の締結	12
(6) 工事着手の届出	13
(7) 工事完了の届出	
(8) 廃止等費用の確保	
(9) 保証金の取扱い	14
(10) 質権設定契約の解除等	
(11) 保証金の公表	
6. 再生可能エネルギー発電設備の設置後の手続き	
(1) 標識の掲示	
(2) 維持管理に関する報告等	
(3) 再生可能エネルギー発電事業の継承	15
(4) 廃止の届出	
7. 報告の徴収・立入調査	
8. 指導、助言及び勧告・措置命令	16
9. 許可の取り消し等	
10. 公表	
11. 情報の開示	17
12. 白老町再生可能エネルギー発電設備設置審議会	
13. 許可申請手数料	18
14. 手続きフロー図	19

1. 条例の概要（第1条・第3条）

令和5年10月より「白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」（以下「条例」といいます。）を施行していましたが、本町において大規模太陽光発電設備の建設が予定される中、町民等から不安の声が寄せられるなど、発電事業と地域との調和が課題とされたことから、良好な自然環境や生活環境等の保全、災害の防止に寄与し秩序ある発電事業の実施を促すため、条例の一部を改正しました。

この改正条例は、「白老町の豊かな自然環境、美しい景観及び町民の安全で安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、事業区域及びその周辺地域における災害の防止を図り、自然環境等に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与すること」を目的として、令和8年5月1日から施行しています。

<用語の説明>

再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源のうち太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを変換する設備及びその付属設備（送電に係る電柱等を除きます。）
再生可能エネルギー発電事業	再生可能エネルギー発電設備の設置及び当該設備による発電を行う事業
事業区域	再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の区域
事業者	再生可能エネルギー発電事業を行う者
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者
近隣住民等	事業区域の境界からおおむね300メートル以内の区域（以下「近隣区域」といいます。）に居住し、又は近隣区域に土地若しくは建物を所有する者。ただし、町長が必要と認める場合は、当該距離を再生可能エネルギー発電事業の規模に応じて町長が別に定める距離とすることができます。
	賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者
	事業区域において土砂災害その他自然災害が発生した場合は、その影響を受けるおそれがある者として町長が認める者
	再生可能エネルギー発電事業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがある者として町長が認める者
	再生可能エネルギー発電事業の実施により影響を受けるおそれがある観光業、農林水産業その他の事業を営む者
	近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町内会（地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいいます。）の代表者及びその構成員

【事業者の姿勢】

事業実施にあたっては、条例の各規定に定める手続きを遵守することはもちろんのこと、以下に掲げる姿勢をもって事業を実施することが必要です。

① 地域の実情を十分に把握した上で、地域貢献にも資する事業の実施

- ・再生可能エネルギー発電事業は、地域がこれまで守ってきた資源を活用して行う事業です。このため、地域の資源を損なわないように地域の実情を十分に把握の上、地域の理解を得た発電事業を行うことが必要です。
- ・活用する地域の資源を維持するためにも事業の成果を地域に還元して、地域の一員として地域を支えることが必要です。（環境保全の取り組み、災害時の地域への電力供給等）

② 地域との信頼関係の構築と適切なコミュニケーションの実施

- ・大規模な再生可能エネルギー発電事業は、事業が実施される地域とその生活環境への影響が大きいため、地域の自然環境等の悪化や騒音等の生活環境への影響を懸念する住民がいることも避けられません。
- ・こうした懸念が感情的な対立までつながることなく、事業者と住民その他の関係者が冷静な議論が行えるよう信頼関係を構築することが重要であり、そのために適切なコミュニケーションをとることが必要となります。
- ・地域が大切にすもの、重視するものは、地域によって様々です。一方的に決めつけることなく、地域ごとの異なる価値観を尊重することが大切です。
- ・再生可能エネルギー発電事業は、地域の自然環境等との調和が大前提であり、地域との合意形成に至らない場合は、事業内容を抜本的に見直し、場合によっては中止の判断を行う姿勢が望まれます。

③ 事業期間が10年以上にわたるという長期的な視点からの実施

- ・再生可能エネルギー発電事業は、事業期間が長期にわたることが想定されます。事業開始時だけでなく、事業終了までの間、社会情勢や環境の変化に対応しながら、事業を実施することが望まれます。

2. 条例の対象（第10条）

町内に設置される再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業に適用します。（建築基準法第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギー発電設備を設置するものについては除きます。）

また、既に設置された再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、10キロワット以上となる事業においても適用します。（キロワット数が増加しない更新は含みません。）

3. 禁止区域（第8条、第8条の2）

再生可能エネルギー発電事業を禁止する区域として、以下の区域を指定します。
事業者は、指定した区域を事業区域に含めてはいけません。

区域の名称等	関係根拠法令等
地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第3条第1項
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項
保安林	森林法第25条
農業振興地域整備計画において農用地等として利用する土地の区域	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号
甲種農地及び第1種農地（営農型太陽光発電設備を設置する場合を除きま	農地法第4条第6項第1号ロ
砂防指定地	砂防法第2条
埋蔵文化財の包蔵地域	文化財保護法第93条第1項
国立公園	自然公園法第2条第2号
ヨコスト湿原及びホロホロ湿原	環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」に選定
ポロト自然休養林及びその周辺	林野庁の「レクリエーションの森」に選定
倶多楽湖及びその周辺地区	支笏洞爺国立公園特別地域

4. 抑制区域（第9条）

再生可能エネルギー発電事業の自粛を要請する区域として、以下の区域を指定します。

抑制区域内において事業が計画された場合、町長は書面にて自粛要請を行います。要請を受けた事業者は抑制区域を事業区域に含まないように十分配慮しなければなりません。

区域の名称等	関係根拠法令等
津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項
高潮浸水想定区域	水防法第14条の3第1項
水源の水質に影響を与えるおそれのある範囲	水源の上流又は周辺（下流は除きます）
地域森林計画において定められた森林の区域	森林法第5条第1項

【抑制区域の考え方】

① 抑制区域の設定理由

- ・ 災害防止と自然環境等に配慮した豊かな地域社会の発展を目的として、抑制区域を設定しました。
- ・ 津波や高潮等の災害から町民の生命を守り、豊かな自然環境を将来世代につないでいくことが町の責務であることから、公共の福祉に基づき当該区域を設定しています。

② 禁止区域と抑制区域の違い

- ・ 禁止区域とは再生可能エネルギー発電事業を禁止するエリアであり、同区域内に再生可能エネルギー発電施設を建設することはできません。
- ・ 一方、抑制区域は再生可能エネルギー発電事業の自粛が求められるエリアであり、事業者においては同区域内での建設に対して十分な配慮（規制内容を回避するための具体的な方策について示すこと）が必要となります。

5. 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続き

(1) 事前協議（第11条）

① 事前協議書により町と協議を実施してください。必要に応じ指導、助言を行います。

申請書類等の書類	提出部数
事業計画概要兼事前協議書（様式第1号）	1部

添付書類	明示すべき事項等
禁止区域及び抑制区域に係る関係法令一覧及び協議経過書（様式第2号）	
近隣住民等範囲説明書（様式第3号）	
設計説明書兼工事計画書（様式第4号）	
再生可能エネルギー発電設備の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの	縮尺の目安 1/2, 500以上 事業区域、方位
再生可能エネルギー発電設備維持管理計画書（様式第5号）	
再生可能エネルギー発電設備撤去計画書（様式第6号）	
事業区域に係る土地所有者一覧	地番、地積、氏名、住所等を記載
事業区域に係る土地の全部事項証明書	発行後3か月以内
事業区域に係る不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し	発行後3か月以内
位置図	縮尺の目安 1/10, 000以上 事業区域、方位
区域図	縮尺の目安 1/2, 500以上 事業区域、方位
土地求積図又は地積測量図	縮尺の目安 1/2, 500以上

現況図及び現況写真	縮尺の目安 1/2, 500以上、事業区域、 構造物、地盤高、隣接する道路の幅員・形状 写真：全体（複数個所の撮影可）、3か月以内
土地利用計画平面図及び断面図	平面図：縮尺の目安 1/2, 500以上、事業区域、 切土・盛土の施工範囲、形状、勾配、擁壁の位置、 排水施設の位置、流下方向 断面図：縮尺の目安 1/500以上、施工前後の地盤面、 切土、盛土の範囲、高さ、勾配、擁壁の形状、高さ
排水計画平面図及び断面図	平面図：縮尺の目安 1/2, 500以上、施設の種類、 位置、寸法（規模）、勾配、流下方向、吐口の位置、 放流先の位置及び名称 断面図：施設の種類、位置、材料、内外寸法（規模）、 勾配、流下方向
雨水排水計算書	計画雨水排出量の算定式及び計算結果、排水施設に おける処理量の算定式及び計算結果等
事業区域内に設置する発電設備その他工作物の構造図	種類、形状、高さ、寸法、色彩
資金計画書	イニシャルコスト・ランニングコストなどの支出に 関わる部分、自己資金・借入・補助金・売電収入など の収入に関わる部分
保険加入計画書	工事中及び供用後の保険内容（対人・対物・金額・ 保険会社）等
その他町長が必要と認める書類等	

- ② 事前協議終了後、事業計画概要をインターネット等により公表します。
また、公表期間は発電事業が実施されている間とします。

(2) 近隣住民等への説明（第12条）

事業計画概要を公表した日以後、近隣住民等に対し当該事業計画概要による説明会を開催し、その内容を説明してください。また、近隣住民等の理解が得られるよう努めてください。

① 説明会等の周知について

ア 説明会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、インターネット等、郵送その他の町長が定める方法（ポスティングや戸別訪問による書面配布等）により、近隣住民等に通知してください。

- ・ 説明会の開催日時及び開催場所
- ・ 設置計画概要のうち基本的事項及び公表された事業計画概要の閲覧方法
- ・ 説明会に係る担当者の氏名及び問合せ先
- ・ 説明会に参加しない近隣住民等の意見提出方法

イ 近隣住民等の参集の便や人数を考慮して説明会開催の日時及び場所を決定してください。

② 説明項目

説明会等では、次の項目の説明が必要です。

説明会等で必要な項目
<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画概要兼事前協議書の記載事項・ 土地利用計画書・ 土砂災害等の発生防止のための方策・ 自然環境の保全のための方策・ 生活環境の保全のための方策・ 景観の保全のための方策・ 近隣住民等との調和に関する方策・ 維持管理及び撤去の計画（撤去後の土地利用方針を含む。）・ 非常時の対応・ その他町長が必要と認める事項

③ 質問等について

ア 近隣住民等から出された質問、意見及び要望に対しては、丁寧かつ誠意をもって誠実に対応するものとし、近隣住民等から更に質問を求められた場合は、再度説明会を開催するなど必要な措置を講じてください。

イ 説明会における参加者及び説明会に出席できなかった近隣住民等からの意見に対し、必要に応じて近隣住民等と協議するとともに、誠実な回答を行ってください。

【誠実な対応の考え方】

近隣住民等からの質問や意見と回答に論点のずれがないこと、回答が近隣住民等からの質問や意見に沿ったものとなっていること、また、近隣住民等が理解できるように回答に工夫がされている必要があります。以下の要素が含まれる回答を「誠実な対応」とします。

- ・ 事実に基づき正確に説明すること。
- ・ 客観的かつ具体的に回答すること。
- ・ 回答の理由や背景についても言及すること。
- ・ 回答することで、個人情報・プライバシー・権利等を侵害するおそれが認められる質問等については、可能な範囲内で回答すること。
- ・ 回答を控える場合は、その理由を説明すること。

④ 報告について

ア 説明会を行ったときは、「説明会等結果報告書（様式第8号）」に次に掲げる書類を添付して報告してください。

- ・ 説明会における説明資料
- ・ 説明会の議事録（録画・録音データも提出してください）
- ・ 説明会の際及びその後に提出された意見に対する協議経過及び回答内容

イ 説明会の内容を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録し、再生可能エネルギー発電事業を廃止するまでの間、適切に保管してください。

⑤ その他

説明会が事業者の周知不足、参加妨害、虚偽の説明その他不適切な方法により行われたと認めるときは、当該説明会を無効としその再実施を命じます。

【説明会終結の考え方】

- ・ 事業者が提出した説明会報告書、見解書等及び再見解書等（住民等との対話における説明・応答書面）の内容が合理的な根拠を有しており、かつ、住民等からの質問が尽くしたとき（既出の合理的な回答に対する重複的な質問は除く）と考えます。

(3) 設置許可の申請（第13条）

- ① 再生可能エネルギー発電事業を行うときは、あらかじめ町長の許可を受けてください。
事業者は、許可申請書に次に掲げる書類等を添えて、提出してください。

申請書類等の書類	提出部数
設置許可申請書（様式第9号）	1部

添付書類	明示すべき事項等
事前協議に添付した書類	本手引き5～6ページ
防災計画書（様式第10号）	
再生可能エネルギー発電設備撤去後の措置を示した平面図	縮尺の目安 1/2, 500以上 事業区域、方位、構造物、地盤高
排水施設及び防災施設の構造図	各施設の構造図
排水流域図	敷地境界線、周辺の地形・等高線、排水方向、排水経路
擁壁の構造計算書	計算書によって安全性が確かめられたもの
公共施設管理者及び排水先の水利権者の同意書	
その町長が必要と認める書類等	事業の施行に必要な法令等の許認可に係る国・道等への提出書類の写し

- ② 許可後に事業計画を変更する場合は、下記に記載する軽微な変更を除き、「変更許可申請書（様式第12号）」に必要な書類を添えて町長に提出してください。

また、軽微な変更がある場合は、「軽微変更届（様式第14号）」に必要な書類を添えて町長に届け出てください。

ア 事業区域の面積を変更する行為であって、当該行為により事業区域の面積が変更前の事業区域の面積より減少する変更

イ 環境の保全、災害の発生の防止等に著しい影響を及ぼすおそれがないものとして町長が認める変更

ウ 上記のほか、町長が認める変更

(4) 設置許可の基準（第13条の2）

設置許可の基準は下記のとおりです。

- ① 事業区域の全部又は一部に禁止区域を含まないこと。
- ② 自然環境を保護するための措置
 - ア 事業区域において実施しようとする樹木の伐採が、発電事業を実施する上で必要最小限であること。
 - イ 事業区域及びその周辺地域に、動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。
- ③ 景観を保全するための措置
 - ア 再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和するものであること。
 - イ 再生可能エネルギー発電設備が、地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものではないこと。
 - ウ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台が、低反射のもので、かつ、周囲の景観に調和するものであること。
- ④ 反射光、騒音等による近隣住民等の生活環境への被害を防止するための措置
 - ア 工事、資材の運搬等に伴う騒音及び振動を防止するための措置を講ずること。
 - イ 再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音が、事業区域及びその周辺地域の騒音規制基準に適合するものであること。
 - ウ パワーコンディショナー及び変電設備を設置するときは、防音壁の設置その他のパワーコンディショナー、変電設備から生じる騒音、低周波音等を軽減するための措置を講ずること。
 - エ 再生可能エネルギー発電設備を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整備されていること。
 - オ 太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置を講ずること。
- ⑤ 防災上必要な措置
 - ア 再生可能エネルギー発電設備が、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計されたものであること。
 - イ 事業区域内に勾配が15度以上の区域を含む場合は、地盤の安定が確認されていること。
 - ウ 事業区域の勾配が30度以下であること。ただし、地質調査等により、その安全性が確認される場合はこの限りではありません。
 - エ 設置工事が、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。
 - オ 設置工事においては、調整池等の主要な防災施設を先行して設置し、当該防災施設の設置完了まで他の施工に着手しないものであること。

- カ 再生可能エネルギー発電設備の設置の計画に、再生可能エネルギー発電設備の撤去並びに撤去後に実施する整地、緑化、修景その他の周辺環境の保全及び防災のために必要な措置が含まれていること。
- キ 原則 1. 5メートル以上の高さの金網フェンスの設置その他の第三者が事業区域に立ち入ることができないようにするための措置を講ずること。
- ク 原則として事業区域から140メートル以内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。
- ケ 太陽光発電設備が、電気事業法、建築基準法その他関係法令の規定に適合するものであること。

⑥ 造成を行う場合の措置

- ア 造成の計画が、盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日国官参宅第12号5農振第650号5林整治第244号）及び同解説に示す基準に適合するものであること。
- イ 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条の規定に適合するものであること。
- ウ 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他必要な措置を講ずること。
- エ 地山と盛土部分に滑りが生じないよう段切りその他の必要な措置を講ずること。
- オ 盛土部分の土砂の崩壊防止のため、1層（おおむね30cm以下の厚さとする。）ごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行うこと。
- カ 透水層の設置、地滑り防止ぐいの設置その他盛土部分の土砂の崩壊防止のために必要な措置を講ずること。
- キ 造成によって生じる崖の崖面を風化その他浸食から保護するため、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等必要な措置を講ずること。ただし、崖面を擁壁で覆う場合は、この限りではありません。
- ク 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は盛土規制法政令第9条の規定に、練積み造の擁壁の構造は盛土規制法政令第10条の規定に、それぞれ適合するものであること。
- ケ 排水施設を設置する場合は、その設置に関して盛土規制法政令第16条の規定に適合するものであること。

⑦ 雨水排水施設等

- ア 排水施設が、事業区域の規模及び地形、再生可能エネルギー発電設備の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理することができるものであること。
- イ 事業区域内の排水設備が、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理が容易な構造であること。
- ウ 事業区域内の排水設備、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が、適切に配置されること。

- エ 法面からの土砂の流出及び濁水の発生を防止するため、法面保護工等必要な措置を講ずること。
 - オ 再生可能エネルギー発電設備の設置による排水量の流量増に対して、下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されること。
 - カ 原則として事業区域内での浸透処理とし、やむを得ない場合のみ事業区域から公共水域までの排水接続を行うこと。この場合において、水路管理者、権利者等の同意を得ること。
- ⑧ 道路、河川、水路、その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないもの
- ア 道路（道路法第3条第1項に規定する道路、農道その他公衆用道路等の公に解放された道路）において車両の通行に支障が生じないようにするための措置を講ずること。
 - イ 主要な道路から事業区域に至るまでの道路の幅員が、原則として6メートル以上確保されていること。
 - ウ 大型車両の通行等による既存の道路及び水路の破損等を防止する措置を講ずること。
 - エ 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の幅員が4メートル以上となるように必要な措置を講ずること。
- ⑨ その他の項目
- ア 電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。
 - イ 住民説明会の協議及び回答が誠実に行われていること。
 - ウ 申請者が不正の行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。
 - エ 申請者（申請者が法人の場合は、その代表者を含む。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（5）協定の締結（第14条）

町長は、許可事業者に対し下記の項目について、再生可能エネルギー発電設備の運用並びに災害時及び事業廃止後の措置に関する協定の締結を求めることができます。

許可事業者は、協定の締結を求められたときは、協定の締結に向けた協議に応じるよう努めてください。協定には次に掲げる事項について定めるものとします。

- ① 再生可能エネルギー発電設備の維持管理に関する事項
- ② 落雷、浸水、暴風、大雨、大雪、地震等により再生可能エネルギー発電設備が破損した場合の措置に関する事項
- ③ 再生可能エネルギー事業の廃止後の再生可能エネルギー設備の撤去その他の措置に関する事項

④ その他町長が必要と認める事項

(6) 工事着手の届出 (第15条)

許可事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置の工事に着手しようとするときは、「設置工事着手届 (様式第15号)」を着手する日の14日前までにその旨を町長に届け出てください。

【工事着手の定義】

・工事着手とは、再生可能エネルギー発電設備の設置を行うための樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更であり、現地調査、測量、資材の搬入、発電設備の製作等の準備行為は含みません。

(7) 工事完了の届出 (第16条)

許可事業者は、当該許可に係る再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了したときは、「設置工事完了届 (様式第16号)」を完了した日の翌日から起算して14日以内はその旨を町長に届け出てください。

また、当該工事を中止したときも、同様に届け出てください。

(8) 廃止等費用の確保 (第17条)

① 許可事業者は、再生可能エネルギー発電設備のうち資源エネルギー庁の「廃棄等費用積立ガイドライン」に定める適用対象範囲の種類 (太陽光発電と一部の風力発電) に限り、設備の解体、撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理その他事業廃止後に必要とする措置に要する費用を適切に確保するため、保証金としてあらかじめ金融機関に現金を預け入れてください。ただし、下記の場合は対象外です。

ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の12第2項の規定による積立てを行う場合

イ その他町長が認める事由がある場合

② 保証金の額は、次のうちいずれか高い額となります。

ア 事業計画に記載された当該再生可能エネルギー発電事業に係る資本費の100分の5に相当する額

イ 許可事業者が見積もった当該再生可能エネルギー発電事業に係る廃止等費用の額

③ 許可事業者は、保証金を預け入れた時は、当該保証金に係る預金債権について町を質権者とする質権を設定するため、町と質権設定契約を締結するとともに、町に対して当該質権を第三者に対抗しうるようにするために必要な手続を行ってください。

④ 許可事業者は、設置の許可を受けるまでに、保証金の預け入れ及び質権の設定を完了してください。

(9) 保証金の取扱い（第17条の2）

町長は、許可事業者が設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を適切に行わず、そのことにより自然環境等又は生活環境の保全に重大な支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、行政代執行法その他関係法令の定めるところにより町が講ずる措置に要する費用のうち廃止等費用に相当する部分に充てるため、保証金を使用することができます。

この場合、保証金の額が廃止等に要した費用に不足するときは、その不足額を許可事業者に負担させることができます。

(10) 質権設定契約の解除等（第17条の3）

許可事業者が廃止による措置を完了し、廃止届出を受理したときは、質権設定契約を解除します。

この場合、廃止等費用の確保に支障がないと認めるときは、その範囲内で保証金を減額することができます。また、保証金を減額するときは、保証金に係る質権の抹消その他必要な手続を行うものとし、許可事業者はこれに協力しなければなりません。

(11) 保証金の公表（第17条の4）

許可事業者が保証金を預け入れた時は、その旨及び保証金の額をインターネット等により公表します。

6. 再生可能エネルギー発電設備の設置後の手続き

(1) 標識の掲示（第18条）

事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了した日から撤去するまでの間、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示してください。

なお、標識の内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の標識を掲示しなければなりません。

標識の掲示内容
<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギー発電事業の名称・再生可能エネルギー発電設備の種別・事業者名及び連絡先・事業区域（所在地住所、面積）・発電出力・その他町長が必要と認める事項

(2) 維持管理に関する報告等（第19条）

事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、災害時または自然環境等の保全に支障が生じないように、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理してください。

維持管理に関する基準

- ・再生可能エネルギー発電施設及び事業区域が、土砂災害の防止及び周辺地域の環境の保全に生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されること。
- ・再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域の周辺において、土砂災害その他の自然災害等が発生するおそれがある場合は、当該再生可能エネルギー発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全に支障を生じさせないために必要な措置が速やかに講じられること。
- ・再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、速やかに当該再生可能エネルギー発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること。

再生可能エネルギー発電設備の稼働状況、保守点検その他維持管理の実施状況については、「維持管理等報告書（様式第18号）」により、再生可能エネルギー設備及び事業区域内の状況が確認できる写真を添えて、翌年度の6月末日までに行ってください。

(3) 再生可能エネルギー発電事業の承継（第20条）

事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して14日以内に「事業承継届出書（様式第19号）」を届け出てください。

(4) 廃止の届出（第21条）

事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、その日の30日前までに「事業廃止届（様式第20号）」を提出し、当該設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じてください。

また、廃止が完了したときは、「廃止完了届（様式第21号）」に次の書類を添えて、完成した日から30日以内に届け出てください。

- ① 再生可能エネルギー設備の撤去の状況が分かる写真
- ② 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第11条第1項の規定による届出を行う事業者にあつては、担当経済産業局に提出し、受理された「再生可能エネルギー発電事業廃止届出書」の写し

7. 報告の徴収・立入調査（第22条、第23条）

条例の施行に関し必要な限度において、再生可能エネルギー発電事業に関する報告書又は資料の提出を求めることがあります。

また、町の職員に事業者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることがあります。

8. 指導、助言及び勧告・措置命令（第24条、第25条）

町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができます。

次に該当する場合は、事業者に対して期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

- ① 事前協議や近隣住民への説明の手続きを行わず、又は虚偽の報告をしたとき
- ② 設置許可や事業計画変更の許可を受けずに設置工事に着手したとき
- ③ 許可後の町から条件の変更又は追加の条件を遵守していないと認めるとき
- ④ 工事着手、工事完了の届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき
- ⑤ 適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき
- ⑥ 定められた期間内に廃止の届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき
- ⑦ 町長が求める報告又は資料の提出をせず、又は虚偽の報告、資料の提出をしたとき
- ⑧ 指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき

町長は、上記の勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その事業者に対しその勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができます。

9. 許可の取り消し等（第26条）

町長は、許可事業者が次のいずれかに該当する場合は、許可の全部又は一部を取り消し、又は期限を定めて工事、事業の停止その他必要な措置を命ずることができます。

- ① 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき
- ② 許可後の町から条件の変更又は追加の条件に違反したとき
- ③ 条例又は措置命令に従わず、自然環境等又は生活環境に重大な支障を生じ、又は生じるおそれがあると認めるとき
- ④ 事業区域において重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、維持することが著しく不適當であると認めるとき

10. 公表（第27条）

町長は、措置命令を受けた事業者が正当な理由なく措置命令に従わない場合又は許可の取消しその他措置を命じた場合であって必要がある場合は、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体に当たっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該措置命令の内容を公表することができます。

11. 情報の開示（第28条）

町長は、事前協議により提出された事業計画概要、説明会の結果内容、設置許可の内容、工事着手届、工事完了届、事業承継届、事業廃止届、事業計画の変更許可の内容、維持管理報告の内容、町長から求める報告又は提出資料の内容、設置許可又は変更許可を取り消した場合における当該者の氏名又は名称を公表することができます。

事業者は、設置許可を受けた旨、工事着手、工事完了、事業承継、事業廃止第による届出の内容、変更許可を受けた旨、町長から求める報告又は提出資料の内容のうち町長が必要と認めるもの並びに維持管理報告の内容を、インターネット等により公表してください。

また、事業者は、設置工事の進捗、再生可能エネルギー発電設備の稼働状況等を公表するよう努めなければなりません。

12. 白老町再生可能エネルギー発電設備設置審議会（第29条）

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する重要事項を調査審議するため、白老町再生可能エネルギー発電設備設置審議会を設置します。

審議会の委員は、自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する学識経験を有する者、その他町長が適当と認める者のうち、町長が委嘱します。

なお、事業者に対して会議の出席を求め、意見等を聴取することがあります。

13. 許可申請手数料（第30条）

令和8年10月1日より、再生可能エネルギー発電設備設置事業について許可申請を行う場合は、1件につき、以下の手数料がかかります。

① 新規申請手数料

事業区域の面積に応じ、次の表に定める許可申請手数料に掲げる額です。

事業区域の面積	金額
0. 1ヘクタール未満の場合	17,000円
0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満の場合	35,000円
0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満の場合	72,000円
0. 6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	130,000円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	220,000円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	290,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	370,000円
10ヘクタール以上の場合	520,000円

② 変更申請手数料

次に掲げる額（ア）と（イ）を合算した金額。ただし、その額が52万円を超える場合は、52万円とします。

（ア）事業に関する設計の変更

事業区域の面積に応じ、新規手数料の10分の1の額とします。ただし、（イ）に規定する変更を伴う場合は変更前の面積、縮小を伴う場合にあつては縮小後の面積を事業区域の面積とします。

（イ）新たな事業区域の編入

新たに編入される事業区域の面積に応じ、次の表に掲げる額です。

事業区域の面積	金額
0. 1ヘクタール未満の場合	15,000円
0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満の場合	34,000円
0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満の場合	71,000円
0. 6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	130,000円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	220,000円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	290,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	360,000円
10ヘクタール以上の場合	510,000円

14. 手続きフロー図

事前協議から工事着手までの手続きは以下のとおりです。

